

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成19年12月19日

提出者

11番 土屋 美恵子

12番 落合 勝利

2番 きくち 太郎

14番 深田 貴美子

23番 斉藤 シンイチ

25番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 近藤 和義 殿

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書

広島・長崎で原子爆弾の被害を受け、「被害者健康手帳」の交付を受けている被爆者は全国に 251,834 人在住していますが、「原爆症」と認定されている被爆者はそのうち 2,215 人、わずか 0.9%にすぎません。

2000 年 7 月には最高裁が、長崎の爆心地から 2.45 キロメートルの地点で被爆した女性が頭部に受けた外傷の治癒の遅れから発症した肢体障害を原爆症と認めました。しかし、厚生労働省はその後 2 キロメートル以内という至近距離で直接被爆した者のガンも却下するという「審査の方針」にこだわり続け、「被害者の 1%未満しか認定しない」という行政を続けています。

この誤りを正そうと、2003 年から相次いで起きた集団訴訟は、2007 年 8 月 21 日現在で 15 カ所の地裁と 6 カ所の高裁に広がり、原告数は 275 人にのびりました。

提訴から 3 年を経過した昨年、6 カ所の地方裁判所が、次々に判決を言い渡しました。このうち、昨年 5 月の大阪地裁は原告 9 人全員勝訴、8 月の広島地裁も原告 41 人全員勝訴の判決を言い渡し、「審査の方針」の機械的運用を厳しく批判し、被爆者の救済を求めました。さらに、今年 1 月の名古屋地裁判決、3 月の東京地裁判決と仙台地裁判決、7 月の熊本地裁判決でも一部で原爆症の認定を命じる判決がなされました。

このように 6 回もの「国側敗訴」という司法判断が示されたにもかかわらず、厚生労働省は一向に制度を改めないばかりか、敗訴した原告については控訴を繰り返しています。このままでは、ほとんどの被爆者が「原爆症」と認定されない事態が続き、原爆被害の実相を明らかにさせるためには、被爆者は生きている限り裁判を続けなければならない事態になりかねません。

今年 3 月に判決が言い渡された東京の第 1 次原告 30 人は、提訴の 2003 年 5 月以降その 3 分の 1 を超える 12 人が死去しました。被爆者の平均年齢は 74.6 歳となり、ほとんどが高齢者となっています。

よって武蔵野市議会は、国会及び政府に対し、原爆症認定制度を被爆者本位の制度に改めるため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条で規定されている「原爆症認定」審査が原爆被害の実態に見合った制度に改善されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

— あて